

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ②施設・事業所情報

施設名称: :一関藤の園	種別: 児童養護施設
代表者（職名）氏名: 園長 渡部 俊幸	定員 51 名・利用人数:48 名
所在地: 岩手県一関市山目字館 2-5	
TEL: 0191-23-1544	ホームページ://www.fujinosono.or.jp

#### 【施設・事業所の概要】

開設年月日: 昭和 37 年 5 月 15 日

経営法人・設置主体（法人名・理事長名等）: 社会福祉法人ふじの園（理事長 中西秀吉）

職員数	常勤職員: 28 名	非常勤職員: 11 名
専門職員	(専門職の名称: 名)	(専門職の名称: 名)
	施設長 1 名	保育士 4 名
	事務員 1 名	看護師 1 名
	児童指導員 11 名	学習指導員 1 名
	保育士 8 名	調理員 2 名
	個別対応職員 1 名	宿直専門員 3 名
	心理療法担当職員 1 名	
	里親支援専門相談員 1 名	
	家庭支援専門相談員 1 名	
	栄養士 1 名	
施設・設備の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	(1) 本体施設(6 ユニット 定員 45 名)	和室 1 ・ 洋室 (個室) 4
	(2) 地域小規模 (1 ケ所 定員 6 名)	和室 2 ・ 洋室 1

### ③理念・基本方針

#### ○基本理念「祈りと感謝の心」

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします

#### ○養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します

- (1) 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- (2) 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- (3) 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- (4) 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます

- (5) 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます  
 (6) 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

○養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に發揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成  
     (素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)  
 (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成  
     (素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)  
 (3) 『お願いします』と言える子どもの育成  
     (良好な人間関係を築くことができる子ども)

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- (1) 創立以来、キリスト教に基づいた人間愛を基調とした施設運営を心掛けており、児童の円満な人格形成が図られるよう養育・支援に努めている。  
 (2) ユニット制による養育が6年目を迎え、児童の安心・安全・安定した生活を基本としながら、より家庭的養育の充実に努めている。近年は、学習支援、自活訓練、高校卒業後の進学支援の充実に努めている。  
 (3) 地域貢献活動として、岩手あんしんサポート事業や福祉避難所など地域の福祉ニーズに貢献できる施設を目指している。  
 (4) 年間を通してボランティア行事や招待行事、寄附金や食品の寄贈など、多くの方々からご支援を頂いている。また、地域の関係機関や各種団体とも連携しながら養育・支援に努めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年5月23日（契約日）～ 平成30年12月21日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	8回目（平成28年度）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

**養育・支援の標準的な実施方法の文書化と実施**

養育指針に基づき、権利擁護と養育基準が定められ、子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が全職員に明示されている。標準的な実施方法については、「標準的業務マニュアル」を作成し、一日の業務の流れや留意事項を明記し、一定の水準内容の養育・支援方法が文書化されている。さらに、「業務手順書」は、養育・支援の実践時における子どもの状況や必要とする支援、プライバシー保護や権利擁護に配慮する事項が加えられ、職員の養育・支援の手引書として活用されている。標準的な実施方法の評価は、日々のユニット日誌の記録に記載されている。

また、記録は、パソコンネットワークシステムでつながれており、地域小規模児童養護施設マリアホームを含む組織全体で情報が共有できる仕組みが整備されている。

◇ 改善が求められる点

**養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等に当たっての継続性の配慮**

平成29年度から家庭支援専門相談員2名（1名は専従、1名は兼任）を配置し、家庭支援体制の充実に努めている。措置変更や家庭への移行に当たり、ケース会議を行い、措置機関や関係機関と協議の上、養育・支援の継続性に配慮した引継ぎが行われている。また、施設を退所した後も野球大会やアフターケアホームに宿泊する退園生も多く、退園生の動向把握や退園後の交流も行われており、施設や担当した職員が退園生の拠り所となっていることがうかがえる。しかし、今後においては、措置変更、地域・家庭への移行等に当たり子どもや保護者に対し退所後の相談窓口等を明示し、施設を退所した後も、相談できるよう担当者や窓口を設置していくことが求められる。さらに、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから適切な時期に訪問する等の施設としてのアフターケアの手順等の整備を行い、子どもの退所後の支援体制づくりに向けた更なる取組に期待したい。

#### ⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回で8回目の受審となりましたが、評価結果を受け当施設のストロングポイント、ウイークポイントを確認することができる機会になりました。

今回の受審では、「園長の役割と責任の明確化、理解に向けた積極的な取組」や「要敷く支援の標準的な実施方法の文書化と実施」、「子どもの行動上の問題及び問題状況への適切な対応」を特に評価の高い点として評価していただきました。子どもたちが安心・安全な環境の中で健やかに用紙くされるために、全職員が一致して組織的な取組を継続し、更に工夫を重ねていくことが今後も必要であると考えます。

また、改善が求められる点として、「職員の就業状況や以降の定期的な把握と間然する仕組みの構築」、「養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等に当たっての継続性の配慮」、「職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通した社会体験の拡大」が挙げられました。施設を退所後も一人ひとりの卒園生が不安を抱えることなく自立できるための体制づくり、職員が日々の業務に追われ疲弊しないような職場環境づくりなど、取り組むべき課題は山積しています。

大舎制からユニット性に移行して5年が過ぎ、改めて入所している子どもたちが望んでいる「家庭的養護」とは何かを全職員が意見を出し合い、今後の施設の方向性を再認識する時期であると思います。そのためにも定期的に自己評価に取組み、常に目の前の課題をクリアできるアイデアを生み出す施設の雰囲気づくりにも着手していきたいと思います。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【一関藤の園】

### 評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
評価者コメント1 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。 社会福祉法人ふじの園の基本理念は、「キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します」とし、基本方針と経営の原則を下段に定めている。一関藤の園では『祈りと感謝の心』を基本理念とした養護方針を示し、めざす子ども像である養護目標では、前園長の提言により「お願いします」を加えた3つの目標を掲げている。これらは「入所のしおり」、「せいかつのしおり」、「園長講和資料」などに記載され、ホームページやパンフレット、広報誌「いちのせき藤の園」などに掲載され、キリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに、子どもたちの育ちを保障する考え方が読み取れる。「せいかつのしおり」巻頭で「藤の園でたいせつにしていること」と題して、子どもに分かりやすく説明するための資料として作成され、このしおりは各ユニットに備え付けられ、いつでも子どもへ説明できる継続的な取組が図られている。		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
評価者コメント2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 家庭養育優先の理念により示された「新しい社会的養育ビジョン」は、社会的養護の課題と将来像の見直しが求められ、児童養護施設の在り方が問われる大きな課題と受け止め、岩手県家庭的養護推進計画や一関市地域福祉計画に係るメンバーとして参画し、動向及び内容の把握を行っている。岩手県児童養護施設決算比較表による収益と費用、人件費推移、事業費率推移など数値データを把握し、光熱水費のコスト削減や高い利用率など数値化・グラフ化し、経営状況の把握・分析を行っている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
評価者コメント3 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 第三者評価結果に対する改善点を経営課題として捉え、項目ごとに改善結果を示し明確にしている。現在の経営課題として(1)新しい社会的養育ビジョン、(2)フランシスコ修道会撤退、(3)入所児童の多様化・複雑化、(4)職員確保と定着の4点を示され、特に職員確保と定着が喫緊の課題と分析している。経営課題や問題点は理事会で報告され、半年ごとに行われる事業計画の見直しでグループワークにより、解決策を職員間で話し合い、課題に対する具体的な取組が行われている。		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
評価者コメント4 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。 第3次中長期事業計画において「一人ひとりが活躍できる施設づくり」を計画の基本理念とし、(1)職員・利用者・地域の満足度を高める施設づくり、(2)利用者の満足度を高める養育・支援の仕組みづくり、(3)職員の働きがいを高める職場づくり、(4)地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくりの4点を、計画の基本目標に位置付けた体系が示され、示された基本目標に対する課題を重点施策項目とし掲げ、施策の展開として具体的な内容となっており、実施状況の評価を行える様式となっている。第4次中長期計画策定にあたり、新しい社会的養育ビジョンや岩手県家庭的養護推進計画との計画の整合性が必要なことから、具体的な数値目標を掲げることが難しい現状であり、計画の見直しを行う仕組みは整っていることから、中長期ビジョンを明確にした計画が策定されていると言える。		

<input type="checkbox"/> 5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<b>b</b>
評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。 第3次中長期事業計画の施策の体系と事業計画の施策の体系を、連動させた事業項目で策定されている。事業計画は前年度に職員ワークショップの結果を、施設運営管理関係・養育関係・人事関係・施設機能強化について統括し、施策の展開として具体的な計画としている。ただし、実施水準を表す指標となる具体的な数値目標が示されていないなど、数値化等で出来る限り定量的な分析が可能となることが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果	
<input type="checkbox"/> 6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	<b>a</b>
評価者コメント6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 単年度計画を作成するにあたり基本的な考え方や標準的な作成方法等について定めた「事業計画作成マニュアル」に基づき、予め定められた時期、手順により策定されている。毎年度実施している自己評価や受審後の第三者評価結果、職員アンケートと各委員会で取りまとめた内容を、2月頃に開催する職員ワークショップで課題の緊急度・重要度を話し合い、結果を事業計画に反映させる仕組みがある。10月に開催する主任会議や職員会議で、事業計画進捗状況をワークショップで確認し、見直しが行われている。事業計画は理事会の承認を得た後、4月の職員会議で職員に配付し周知されている。		
<input type="checkbox"/> 7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	<b>a</b>
評価者コメント7 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 事業計画のホームページ掲載や広報誌の配布により、保護者への周知を行っている。4月の自治会で、新しい行事についての議題で事業の主な内容を説明するとともに、「せいかつのしおり」をユニットに設置し、職員が子どもへ説明する際に、事業計画の内容の意味を「この1年間にすることや力を入れていくことで藤の園をよりよくする設計図」の表現で、理解しやすい工夫が行われている。園長は、行事や来園時に保護者へ事業計画を説明し、行事計画等を子どもだけでなく保護者等への参加に繋げるよう配慮している。措置施設であり、保護者会等の全体の場での説明ではないが、子どもや保護者への周知・説明が行われていると言える。		
<b>I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</b>		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果	
<input type="checkbox"/> 8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	<b>a</b>
評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 毎年実施している自己評価や受審後の第三者評価結果を分析して改善策を検討し、中長期計画の見直しや支援マニュアルの改正等に反映している。PDCAサイクルにより、養育・支援の質の向上に関する取組が行われている。第三者評価の評価領域担当者が職務分担表で位置付けられ、各委員会で業務管理シートによる実施(D)、確認(C)、処置/計画(A/P)が行われている。自己評価チェック集計表により第三者評価自主評価会議が開催され、評価結果を検討する場として位置づけられている。昨年度は第三者評価の受審はないが、定着している各委員会活動が、事業計画に基づく養育・支援の内容の評価を行う機能を果たしていることから、分析・検討する場が確保されており、組織的な取組と評価できる。		
<input type="checkbox"/> 9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	<b>b</b>
評価者コメント9 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 第三者評価報告書の「特に評価の高い点」と「改善が求められる点」を領域ごと示し、各委員会が課題を分析し、次年度はどのように取り組むかを業務管理シートで文書化し、職員間で課題の共有を図っている。主任会議等で改善取組みを話し合う仕組みは整っているが、昨年度は、シスターが施設から離れたことによる園長交代や人材確保が計画通りにできなかった状況もあり、明確になった課題について、改善策や改善計画を策定する取組が十分とは言えない。		

## 評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
評価者コメント10 園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 園長は、広報誌「いちのせき藤の園」でカトリックの福祉観を重視し、理念や基本方針、施設経営の重点項目を表明している。職員会議で「園長所感」として理念等を説明している。園長の役割や責任は、管理規程や職務分担表に明記され、主任会議で各部の意見等の把握を行うとともに、リスクマネジメント委員会、給食委員会、苦情委員会、安全委員会に参加し、助言や提言を行い業務の優先判断などリーダーシップを発揮している。職務分担表で園長不在時の代理者として、基幹的職員3名が代行することを明確にしている。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
評価者コメント11 園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 園長は、社会福祉法人ふじの園法令遵守規程及び一関藤の園法令遵守要項に基づき、遵守すべき法令等を理解している。また、職員会議で職員に「園長所感」として、児童福祉法等必要な法令について説明するなど、遵守するための取組が行われている。外部研修の参加や全養通信、福祉新聞を購読し最新の福祉分野の内容を把握している。しかしながら、遵守すべき法令の対象は福祉分野にとどまらず、環境配慮や消防、生活に関連した分野の法令等も含めた把握が求められることから、一関藤の園として必要な関連法令を把握し、周知する取組が今後期待される。		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
評価者コメント12 園長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。 平成30年度の第三者評価受審で8回目となり、委員会活動が定着・機能し、養育・支援の質の向上の取組となっている。自己評価や第三者評価結果を踏まえた改善結果が、委員会からの提案により、養育指針の改正が行われているほか、自立支援策定マニュアル、プライバシー保護マニュアルなどの整備が行われ、本体施設、小規模ユニットケア、地域小規模児童養護施設のケアの改善に指導力を発揮している。園長は、リスクマネジメント委員会、給食委員会、苦情委員会、安全委員会に自らも参加し助言や提言を行い、主任会議による意見聴取や年2回の園長面談により職員一人ひとりから意見等を聴取するなど、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体で行うための責任と役割を果たしている。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
評価者コメント13 園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 園長は、施設経営の根幹は人材育成であるという認識のもと、新任職員を採用し研修に力を入れている。人件費比率は、他の児童養護施設に比べ高い水準ではないが、処遇改善手当を対象職員に支給するとともに、全職員に一時金を支給するなど処遇改善に努めている。太陽光発電や水を使わないエコトイレなどの整備によりコスト削減に繋げ、同規模施設との比較も行われている。しかし、人員配置や職員の働きやすい環境整備のための人員計画はあるが、計画通りの職員確保ができない。今後は、必要な人材を確保し、適正な業務評価による処遇改善が期待される。		

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
評価者コメント14 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 第3次中長期計画では、一つのユニットに対して職員配置基準を4対1の割合で配置、専門職である個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法士、看護師を専任化する人員計画を、平成31年度まで示している。現在、専門職は家庭支援専門相談員、看護師、心理療法担当職員、学習指導員、里親支援専門相談員が専任となり、嘱託職員を正規職員へ登用する職員処遇改善が行われている。ホームページへ職員採用の掲載や、大学等訪問、実習生への働きかけなどを行ない新規学卒者の採用に努めている。人材育成教育研修計画に基づき、職員の育成に力を入れている。職員平均年齢が34歳弱と若手や中堅が多く、直接処遇職員として施設の将来を担う人材となり、人員体制が確保されるには、多少の期間が必要となることから、目標とする養育・支援の質の確保に向けて、人事管理計画にそった人材の確保の取組が、今後期待される。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
評価者コメント15 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 「藤の園が求める職員像」の記述を整理統合し基本方針に定め、職員会議や園内研修で職員に示している。職員の処遇改善については、給与規程の改正を行い、平成29年度から処遇改善加算手当の支給など実施し、園長の職員面談等により職員の意見や国の施策を反映したものとなっている。業務管理シートによる業務の推進状況を把握する準備はあるものの、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度について、総合的な人材マネジメントの仕組みによる取組は十分とは言えない。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 職員の心身の健康の確保のため、岩手県産業保健総合支援センターより講師を招き、メンタルヘルスについて、ストレス等の対処方法の勉強会をワークショップで実施している。園長は、年2回の職員面談を実施し、職員の就業に関する意向を把握している。全職員対象のインフルエンザ予防接種全額補助による福利厚生の充実や、ソウェルクラブ入会、職員旅行の奨励等が実施されている。職員の就業状況については、月間勤務予定表、週間勤務予定表で月間労働時間記録を確認し、職員の就業状況を把握している。職員の安全を確保する観点から、転倒防止対策や危険箇所の点検、交通安全情報マップの作成など、園内研修を安全衛生活動として実施している。人事管理計画で示している直接処遇職員の配置基準を4対1にする人事採用計画を進めているが、計画どおりの人材確保が難しいことから、職員は連続した休暇の取得をためらう現状があるため、今後の採用活動の更なる取組により、働きやすい職場づくりが望まれる。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 「一関藤の園が求める職員像」として9つの項目を挙げ、具体的でイメージしやすい文章を明確にしている。園長による年2回の職員面談は、職員一人ひとりの仕事の目標を話し合う機会となり、次年度の研修計画に反映する仕組みとなっている。また、人材育成教育研修計画が策定されており、園内研修と外部研修への参加が行われている。今年度から実施している業務管理シートによる成果指導を取り入れているが、職員の体制上、職種、職責、経験年数を踏まえた職員一人ひとりの育成に関する取組が十分機能していないことから、職員の教育・研修機能のみならず、モチベーションを高めるための取組になることが今後期待される。		

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
評価者コメント18 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 「一関藤の園が求める職員像」を人材育成教育研修計画に明示している。人材育成教育研修計画要綱では、職場研修の実施に関して必要な事項が定められ、人材育成実施要綱で人材育成の基本的な考え方を示し、各職掌及び各職位のスキルビジョン、階層別の主要な研修課題と研修実施、研修体系を明示している。職員研修は職員の意向を踏まえて計画され、階層別にOJT、OFF-JTが、教育・研修計画に基づき実施されている。今後、若い職員が多いことからOFF-JTの機会を増やし、年間計画に基づいた園内研修の実施が期待される。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 園長は、年2回の職員面談や主任会議での意向等を踏まえ、経験年数の若い職員も意見を出しやすいように、小グループでのワークショップ形式での内部研修を実施している。新人職員研修予定表に基づき14回の研修が実施され、個別的なOJTを主任が主に担当して行っている。外部研修参加予定表が作成され、階層別、職種別、テーマ別研修に職員の外部参加が実施され、外部研修報告書を出張報告書として提出し、職員会議で報告している。社会福祉法人ふじの園資格取得等助成金交付規程を整備し、今年度も1名が対象の研修に挑戦している。しかし、計画どおりの職員採用が難しい状況により、子どもの養育・支援の質の向上を目的とする研修参加が、養育の現場体制を厳しくする現状から、職員一人ひとりが教育・研修の場に気兼ねなく参加できる体制・環境への配慮が求められる。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果	
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 第3次中長期事業計画で「地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり」を基本目標として掲げ、「ボランティアや実習生の積極的な受け入れ」を重点施策項目として位置づけ、実習の手引きを作成し施設実習受け入れ方針を示している。実習プログラムは、ユニットでの実習と講話とに分け、職務分担表に基づき、実習生の受け入れ全般に関する正副の担当者が行っている。職種によるプログラムが整備され、指導者に対する研修参加も行われている。実習期間中、学校側と実習担当職員や実習生と、実習の振り返りや進め方の話し合いを行っている。社会福祉士の養成実習は、昨年度1名、今年度2名の実習生を受け入れているなど、保育士を含め50人程度の受け入れを行っている。		
<b>II-3 運営の透明性の確保</b>		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果	
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
評価者コメント21 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 ホームページでは、法人本部で基本理念、情報公開で定款、役員等に関する報酬規程、事業報告、事業計画、決算概況、現況報告書、社会福祉充実計画、第三者評価受審結果、苦情等解決処理を掲載している。施設のホームページでは、施設概要、園舎の概要、沿革、子どもたちの暮らし、生活のしおり、年間行事、ショートステイ事業、実習の手引き、進学支援のお願い、ご支援のお願いが掲載され、社会・地域に対して役割や存在を明確にしている。広報誌は、1・6・9月の年3回500部作成し、子どもの家族や地域、関係者に配付している。また、情報公開実施要領が定められ、施設玄関ホールに同種の書類が掲示されている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 社会福祉法人ふじの園法令遵守規程に基づく法令遵守及び一関藤の園法令遵守要領による「利用者との癒着の禁止」、「情実取引の排除」、「公正な取引先選定」、「リベート要求の禁止」、「公正な経費処理」等を定め、職員に周知している。新任職員研修資料に物品購入の手続きや小口現金の取扱い、利用者の預り金等の項目を加えて説明周知し、小口現金は週1回以上出納職員以外の職員が確認する牽制機能の仕組みがある。会計事務所と委託契約を結び、毎月会計処理のチェックが行われているとともに、監査報告書として会計事務所の監査を3か月ごとに受審し、外部専門家の支援を受けている。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
評価者コメント23 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 地域との関わりに関するマニュアルを作成し、施設の基本的な考えを明示している。友人が来園した時は、子どもたちのプライバシー保護を図る観点からユニット内のプライベートゾーンへの立入を禁止とし、交流ホールや図書室、体育館等で交流するようにしている。民区・地域との交流として、一斉清掃活動、ラジオ体操や子ども神輿、縁日、お楽しみ会などの民区行事への参加、世代間交流として特別養護老人ホームへの訪問、スポーツ少年団活動の参加を行い交流を行っている。職員は必要に応じて引率等の支援を行う体制を整えている。		
評価者コメント24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
評価者コメント25 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 関係機関連絡一覧として、学校、県内児童相談所、行政機関窓口、関連する福祉施設や障害相談支援事業所、医療機関、報道機関、大学などが整理され、電話の近くに置かれ、職員がいつでも確認できるようになっている。入所児童と関係の深い児童相談所、学校、医療機関等とは密接に連携しているほか、児童相談所は年1回以上、小学校と学期毎に定期的な協議会を開催している。要保護児童対策地域協議会実務者会議や小学校評議員、一関地区障害者地域自立支援協議会に職員が参加し、地域の課題について協働する取組が行われている。入所児童全員のジェノグラム＆エコマップを作成し、家庭支援専門相談員が地域のネットワーク作りに取り組み、インケア及びアフターケアを行っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
評価者コメント26 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。 今年度事業計画の基本目標である「地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり」の中で、地域の福祉ニーズ把握を推進するための取組として、民生委員・児童委員等との定期的な会議開催、専門職等による相談活動、地域住民を対象とした研修会の実施、ショートステイやトワイライトステイの受入れを計画している。一関市要保護児童対策地域協議会実務者会議、一関地区障害者地域自立支援協議会、福祉避難所の設置運営に関する会議、一関市地域福祉計画推進会議等に参加するとともに一関市主任児童委員との情報交換を行い、地域の福祉ニーズ・生活課題等の把握を行っている。また、「IWATEあんしんサポート事業」に加入し、具体的な家庭の支援や、施設主催の里親との意見交換会を年1回実施するなどニーズ把握のための取組が行われている。		

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
評価者コメント27		
<p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>「IWATEあんしんサポート事業」、「災害派遣福祉チーム」、「福祉避難所」の担当者が職務分担表で示され、今年度事業計画の基本目標である「地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり」の中で、福祉避難所としての体制と機能強化、あんしんサポート事業への参加、災害派遣福祉チームへの参加が明示されている。あんしんサポート事業では、地域の子育て単親家庭への継続的支援や、一関地域あんしんサポート事業情報交換会の参加、JA平泉青年部の協力を得て規格外等の野菜の定期提供を受けて、市内の生活困窮世帯へ米や野菜を配る貢献活動を行っている。把握した福祉ニーズから地域住民の生活に役立つ講演会や研修会の開催は、施設の専門的知識や技術や情報の地域への提供となることから、地域の福祉ニーズ把握を推進するための取組として挙げている事業計画の「地域住民を対象とした研修会の実施」に併せての開催が望まれる。</p>		

### 評価対象III 適切な養育・支援の実施

#### III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
28 III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

##### 評価者コメント28

子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。

ふじの園の基本理念や養育指針に「一人ひとりの命がかけがえのない存在であり大切にされるという『人間の尊厳』の追求である」ことを明示し、共通理解を深めるためによりわかりやすく説明した解説事項を加え、職員が理解し実践するための取組が行われている。子どもを尊重した養育・支援の実施については、権利擁護(不適切な関わりについてのグループ討議)の園内研修や養育指針の見直しを実施し、定期的に人権擁護、人権侵害の防止のためのチェックリストによる点検を行い、日々の養育・支援に努めている。また、担当者が子どもと一緒に「けんりノート」の読み合せを行い、子どもの質問等にていねいに耳を傾けながら記録を残しており、職員間で共有している。

29 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
--	---

##### 評価者コメント29

子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。子どものプライバシー保護については、養育指針(権利擁護と養育基準)に明記するとともに「プライバシー保護に関するマニュアル」を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。「入所のしおり」や「生活のしおり」にプライバシー(個人の秘密)の保護を明記し、生活場面、面会・通信、プライバシーの制限について説明している。居室は、原則、中学生以上は個室となっている。1階東側階段下に公衆電話が設置され、会話等が聞こえないよう配慮され、子どものプライバシーが守れるよう設備等の工夫が行われている。年2回実施している利用者満足度アンケート調査の中に「プライバシーは守られていますか」の設問があり、ほとんどの子どもが「はい」と応えており、プライバシー保護についての取組の評価も行われている。

III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	第三者評価結果
30 III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a

##### 評価者コメント30

子どもや保護者等が養育・支援を利用するためには必要な情報を積極的に提供している。

入所予定の子どもや保護者等が施設を利用するにあたり、施設の見学を依頼し、できる限り安心して入所できるように「施設サービス説明書」、「入所のしおり」等を利用しながら説明が行われている。施設を紹介する「入所のしおり」は、言葉遣いや絵の使用等で誰にでもわかるような内容となっており、特に「ふじのその生活百科Q&A」は、子どもの施設生活のルールや疑問点にも簡潔に応えた資料となっており、施設利用にあたり、情報が簡潔に入手できるよう工夫されている。また、ホームページやパンフレット(要覧)、広報誌などで情報提供を行っている。

31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
評価者コメント31 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。 養育・支援の開始において子どもや保護者に対して、「施設サービス説明書」により、施設が提供するサービスについて説明を行い、同意を得たうえでその内容を書面で残している。「生活のしおり」の中に「ふじのその生活百科Q&A」を掲載し、子どもの疑問点にも具体的な対応やルールがわかりやすく記述されており、施設生活について丁寧な説明が行われている。プライバシー制限の同意書、個人情報の開示に関する同意書、予防接種の承諾についても説明を行い同意を得ている。また、事情があり入所に立ち会えない保護者に対しては、児童相談所と連携し家庭訪問を実施の上、説明が行われている。		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
評価者コメント32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。 平成29年度から家庭支援専門相談員2名（1名は専従、1名は兼任）を配置し、家庭支援体制の充実に努めている。措置変更や家庭への移行に当たり、ケース会議を行い、措置機関や関係機関と協議の上、養育・支援の継続性に配慮した引継ぎが行われている。また、施設を退所した後も野球大会やアフターケアホームに宿泊する退園生も多く、退園生の動向把握や退園後の交流も行われており、施設や担当した職員が退園生の拠り所となっていることがうかがえる。しかし、今後においては、措置変更、地域・家庭への移行等に当たり子どもや保護者に対し退所後の相談窓口等を明示し、施設を退所した後も相談できるよう、担当者や窓口を設置していくことが求められる。さらに、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、適切な時期に訪問する等、施設としてのアフターケアの手順等の整備を行い、子どもの退所後の支援体制づくりに向けた更なる取組に期待したい。		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者評価結果	
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
評価者コメント33 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 施設生活に対する子どもの満足を把握するため、子どもに対して年2回利用者満足度アンケートを実施し、その結果の集計と考察を行い、自治会等で子どもにフィードバックしている。毎月行われる中高生自治会例会や各ホーム会議においても、生活の見直しや要望などを聞く場が設けられている。給食委員会のメンバーとして子どもも参加しており、食事や行事食等について意見や要望が出され反映されている。子どもの何気ない「つぶやき」を拾うために始めた「要望ノート」も活用しながら子どもの満足の向上に努めている。		
III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果	
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 平成27年度に「苦情解決事業実施要綱」や「苦情解決マニュアル」、平成29年度に「要望等解決処理規程」を整備し、苦情等に対応している。苦情解決の仕組みは、「生活ノート」に明記し、子どもや保護者等に説明している。わかりやすく説明した苦情解決事業の仕組みの掲示物を廊下に掲示し周知を図っている。平成29年度は、1件の苦情の申し出があり、実施要綱に基づき、第三者委員会を開催し、話し合いが行われ解決している。また、日々の子どもからの要望等を書き留めた要望ノートは、年々件数が増加し500件を超えており、職員間で子どもの要望をきちんと受け止め早期解決する体制が定着しており、苦情まで至らぬうちに解決に至っている状況が伺える。		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
評価者コメント35 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。 相談したり意見を述べたい時は複数の相談できる機関や団体があることを「入所のしおり」や「せいかつしおり」に明記し、施設内の目につきやすい場所に掲示し、子どもや保護者に対して周知している。また、「困った時には相談しよう」のポスターを掲示するとともに、複数の相談機関の連絡先を書いたカードを子どもに配付している。相談しやすい職員や相談場所を複数用意して子どもの相談や意見を述べやすい環境の整備に努めている。		

36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
評価者コメント36		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
評価者コメント37		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
評価者コメント38		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
評価者コメント39		

### III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。 養育指針に基づき、権利擁護と養育基準が定められ、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が全職員に明示されている。標準的な実施方法については、「標準的業務マニュアル」を作成し、一日の業務の流れや留意事項を明記し、一定の水準内容の養育・支援方法が文書化されている。さらに、「業務手順書」は、養育・支援の実践時における子どもの状況や必要とする支援、プライバシーの保護や権利擁護に配慮する事項が加えられ、職員の養育・支援の手引書として活用されている。標準的な実施方法の評価は、日々のユニット日誌の記録に記載されている。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 標準的な実施方法の見直しについては、「標準的業務マニュアルの見直しマニュアル」に基づき、年1回(5月)検討会を開催し、職員や子どもからの意見や提案を反映しながら行われている。利用者アンケート結果や職員及び子どもからの意見や提案が主任会議と自治会例会で検討され、標準的な業務マニュアルに反映される仕組みになっている。見直された内容については、職員会議で職員に周知するとともに各ユニットの主任職員から子どもに周知されている。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。 自立支援計画策定責任者の基幹的職員(養育担当)を設置し、「児童自立支援計画策定マニュアル」に基づいて自立支援計画を策定している。自立支援計画の策定にあたって、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至る一連のプロセスを確立し、担当者が自立支援計画票を作成し、ホーム職員、園長、基幹的職員、全指導員、保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、看護師、栄養士で検討が行われている。子どもの入所時、数か月間児童相談所で作成した援助方針に基づいて支援した後に、実施した養育・支援の効果等について評価・検討を行い、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえて策定されている。		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画の評価・見直しについては、「児童自立支援計画策定マニュアル」や「年間スケジュール」に基づいて行われている。4月から自立支援計画がスタートできるよう、1月から担当者がアセスメントを実施し、2月までにホーム職員による検討・評価、児童相談所との協議が行われ、3月には全体会議を開催して、見直しによって変更した自立支援計画の内容を関係職員に周知している。緊急に変更が必要な場合は、変更内容についてホーム会議で検討した後、職員会議に諮り、見直しを行っている。なお、自立支援計画の変更にあたっては、子どもや保護者にその理由を説明し、同意を得た上で実施している。		
III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
評価者コメント44 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況については、ユニット日誌、育成日誌、ホーム会議録、ケース会議録、朝会日誌等の記録を通して、適切に職員間で共有化している。育成日誌は、日常の子どもの行動観察記録を生活、健康、自立等の項目ごとに整理し記録されている。また、月刊支援総括には、自立支援計画に沿って、月間の評価を記録し、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となっている。これらの記録は、パソコンネットワークシステムでつながれており、地域小規模児童養護施設マリアホームを含む組織全体で情報が共有できる仕組みが整備されている。		

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
----	------------------------------------	---

評価者コメント45

子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。

「利用者に関する記録の保存・保管・廃棄に関するマニュアル」、「個人情報管理規程」、「個人情報管理委員会規程」、「特定個人情報取扱規程」を整備し、個人情報の管理が適切に行われている。また、個人情報の取扱いについては「就業規則」、「個人情報管理規程」等に規定され職員への周知が図られているとともに、個人情報に関する誓約書の提出を求めている。利用者等には入所時に個人情報についての説明を行ない、個人情報の取扱いに関する承諾書の提出を求めている。

## A-1 子どもの権利擁護、再残の利益に向けた養育・支援

<b>A-1-(1) 子どもの権利擁護</b>		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
評価者コメント1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 法人基本理念の下、基本方針の中に利用者の意向を尊重することや個人の尊厳を保持することを明記している。併せて、施設基本理念に付随する養護方針に日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重を掲げ、具体的な指針について6項目提示、職員の基本姿勢に子どもたち一人ひとりの尊厳性を尊重し権利を擁護すること、子どもたち一人ひとりの最善の利益を追求することを明示している。さらに、養育指針(平成26年9月1日 実施平成30年4月1日改訂)第6章において「権利擁護と養育基準」を明示し、職員間で共有している。『子どものけんりノート』読み合せを実施するとともに、園内研修の実施(不適切な関わりについてのグループ討議、CAPおとなワークショップ等)、人権擁護のためのチェックリストの活用等組織的に子どもの権利擁護に関する取組がなされている。		
<b>A-1-(2) 権利について理解を促す取組</b>		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
評価者コメント2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 各ユニットの学年等の単位で少人数に分け『子どものけんりノート』の読み合わせを行っている。また、いじめ・虐待・体罰・性暴力等様々な暴力・権利侵害から自分的心とからだを守るために取り組む「CAP子どもワークショップ」では、子どもに対して自分自身、他者が持っている権利について学ぶ機会を提供している。さらに、安全委員会の聞き取り調査を毎月実施し、個別に子どもと話をすることにより人権に対する意識を涵養できるように努めている。		
<b>A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組</b>		第三者評価結果
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
評価者コメント3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。 子どもから自分自身の生い立ちを知りたいという希望が出された場合、児童相談所に確認するとともに十分な協議の上、家庭支援専門相談員が中心となり、必要な資料により子どもの発達段階に応じて、適切に事実を伝えるようにしている。その際、ホーム担当職員及び専門職の意見を確認し、職員会議等で共有を図っている。さらに、これらについては育成日誌や家庭支援専門相談員日誌に記載され、適宜確認ができる状態となっている。施設での生活については、各ホームにてデジタルカメラを所有し日々の生活に関する記録を残しており、各担当者がアルバムを作成し誕生日の際に1年の成長の過程として子どもに渡している。必要に応じて電子データで渡すこともある。		
<b>A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等</b>		第三者評価結果
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
評価者コメント4 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 不適切なかかわりの防止のため「身体暴力への緊急対応マニュアル」、「性的問題行動対応マニュアル」、「被措置児童等虐待対応マニュアル」、「被措置児童等虐待対応フローチャート」を整備している。これらについては、園内研修等での読み合わせと見直しを実施し職員に周知している。また、入所児童等への虐待の禁止については就業規則に定められ、これを管理規程、法令遵守規程、法令遵守要項さらに職員に義務付けている。職員は、入職時に体罰を行わないことについて書面にて誓約している。子どもたちには「先生方からのメッセージ～私たち職員は次のことを約束します～」の文書を作成し、これを入所時に説明するとともにホーム内に掲示し、不適切な関わりをしないことを日常生活の中で伝えている。		

<b>A-1-(5) 子どもへの意向や主体性への配慮</b>		第三者評価結果
A(5)	<b>A-1-(5)-①</b> 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	<b>a</b>
評価者コメント5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。年2回利用者満足度アンケートを実施し子どもの意向の把握に努めるとともに、子どもの「つぶやき」を拾って記録・対応する要望ノートを活用している。これらは年間でまとめられ職員に共有されるとともに、分析の上、次年度の事業計画へ反映されるよう図っている。また、月1回程度、子どももホーム会議を行い、ホーム内の生活全般について話し合い一人ひとりが生活向上に向けて自由に発言できる機会を作っている。小遣いについては個人の小遣い帳で管理し、担当職員、主任、基幹的職員、園長が回覧し、計画的に利用できるよう支援している。		
<b>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</b>		第三者評価結果
A(6)	<b>A-1-(6)-①</b> 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	<b>a</b>
評価者コメント6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 児童相談所との連携の下、入所前の児童や保護者には家庭支援専門相談員を中心として施設見学に応じ、説明を付して入所後の生活のイメージを持てるように配慮している。特に、乳児院からの措置変更で施設入所する児童に対しては、見学への対応に加えて、入所前に2~3回程度の慣らし保育を行っている。入所児童受入れマニュアル等に基づいて、入所前の児童や保護者の現状、入所の背景、配慮事項等についてフェースシートを作成し、直近のケース会議で職員へ説明する等して周知を図っている。入所児童のスペース(机、個室、座席等)を準備したり、ホワイトボードに歓迎のメッセージを書いたり、園の子ども達にも事前に話をしたりして、当日温かく迎えられるようにしている。		
A(7)	<b>A-1-(6)-②</b> 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	<b>b</b>
評価者コメント7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。 退所を控えた子どもに対しては、一定の生活費で一人暮らしを体験する自立生活訓練を実施し、これらの内容については自立生活訓練実施報告書や自立生活訓練実施レポート等に記録される。退所にあたっては、ケース会議、関係者会議において各関係機関や家族と退所後の支援について協議し、役割を明確にしてアフターケアを実施している。しかし、退所後の相談窓口は必ずしも明確ではなく、相談者への対応が業務として行うものとそうでないものが曖昧であり、相談しやすい体制づくりは十分とは言えない。また、退所者等が集まれる機会として行われる交流野球大会には女性の参加が少なく、これを補う継続的な取組もなく、退所者の交流機会としては不十分である。退所者等が退所後も職員を慕って来所したり相談したりすることが多いことは、入所時の職員と子どもの良好な関係性が構築されているためであり、このことが施設の特徴ともいえるが、一方では組織的に標準化された対応になっていない部分も大きく、今後はより一層すべての退所者等に退所後の支援の機会を提供するためにも、相談窓口の明確化及び女性も参加しやすい交流の機会の保障が望まれる。		
<b>A-2 養育・支援の質の確保</b>		
<b>A-2-(1) 養育・支援の基本</b>		第三者評価結果
A(8)	<b>A-2-(1)-①</b> 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	<b>a</b>
評価者コメント8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。 子どもの支援に当たっては、担当職員やユニット職員が中心となり、加えて、心理療法担当職員、個別対応職員、看護師、栄養士、調理員、学習支援員等多職種がそれぞれの役割を担いながら子どもとの関係性を築き、そのことについて互いに情報交換し、子どもへの最善の対応策を考えている。さらにこれらを全正職員が出席する定期ケース会議で確認している。ユニットケアへの移行により職員と子どもの関係性が家庭的な環境の中で深まり、利用者満足度アンケートの結果からも子どもたちが安心して施設で生活できていることが確認できる。		

A(9)	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
評価者コメント9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 ユニットケアの実施により職員と子どもの距離が近くなり、子ども一人ひとりの基本的欲求へ対応しやすい環境となっている。施設全体での生活の決まりは自治会で話し合われるが、ホームごとのルール・決まりについては子どももホーム会議にて子どもの主体的な意見表出の機会が保障されており、子どもや職員の合意によって決められている。必ずしも構造化された環境における対応のみではなく、作業や調理等の活動を通して子どもの気持ちを受容する時間も大切な個別対応の時間であると捉えるとともに、場合によっては、入浴や就寝の際の時間差等も利用し、一人ひとりに対して個別に関わる時間の確保を図っている。個別対応職員は生活場面での対応を基本としつつ、性別や普段の関わりの度合いも考慮した上で他の職員と連携しながら職務に当たっている。幼児が夜間に目覚めた時は、宿直者が寝付くまで側にいるようにする等、子どもが安心して過ごせるようにしている。		
A(10)	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
評価者コメント10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 アセスメントに基づく正確な子どもの理解に努め、自立支援計画の中で目標として掲げられる個々の子どもの課題については、励ましや賞賛によって子どもをエンパワメントし、課題を達成していくことについて、自立支援計画票に記載され取り組まれている。個々の子どもの理解に当たっては、ホーム職員を中心としつつ、フロアごとに職員と子どもとの関係性構築を図りながら連携体制を整備してきている。調理員や専門職の協力を得ながらチームとして養育に取り組んでいる。子どもの主体的な取組の一つに自主献立活動がある。		
A(11)	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
評価者コメント11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 個々の子どもの発達課題や遊びのニーズについては、日々の関わりや自立支援計画作成に当たってのアセスメントによって把握している。特にリービングケア期には自立生活訓練を行い、退所後の生活に向けた具体的な学びの機会を提供している。地域における子どもたちの学びや遊びに関する情報は学校から配付される通信・配布物や地域の広報・ポスター等を通じて把握し、子どもたちと確認している。園内の図書室の活用、子ども用のパソコンを利用してのインターネットでの調べもの、プレイルームでの遊び等、日常生活において年齢に応じた場の確保が図られている。学校行事や地域行事にも積極的に参加を促している。子どものニーズに応えられない場合には、その理由について子どもの年齢や発達の状態に合わせて個別的に伝えるようにし、場合によっては代替案を提示するなどして子どもの納得を得られるよう工夫している。		
A(12)	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
評価者コメント12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 ユニット化された生活空間において、部屋の飾りつけや家電、家具の配置等、生活感のある雰囲気づくりがされている。日常生活でのルールについて、しなければならないこと、してはならないことを伝える場、話し合う場、確認する場として自治会やホーム会議が活用されている。インターネット利用については、フロアに1台ずつパソコンを配置するとともに、高校生については家族の協力も得ながら携帯電話、スマートフォンの所持・利用を認めている。		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A(13)	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
評価者コメント13 おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 「給食マニュアル」、「給食業務マニュアル」、「食事に関する指導マニュアル」等に基づき食事支援を行っている。ユニットケアということで、より家庭的な雰囲気で食事ができるよう、食器も瀬戸物にする等に取り組んでいる。食事は団らんの場であることを認識し、「何を食べたか」よりも「誰とどんな話をしたか」を意識した食事の時間となるようにしている。できるだけ偏食のないように支援しているが、残食があった場合にもそれを子どもが見ている前で捨てないこと等は注意している。現在、障害や疾病、食物アレルギーなど食事に特別の配慮を要する子どもはいないが、仮にいた場合にも個別に対することとしている。子どもを交えての給食委員会を年3回開いて直接子どもの意見を聞いて献立に反映している。料理は厨房にておかずを調理し各ホームに提供され、各ホームではご飯を炊き、味噌汁や簡単な付け合せなどを調理する。調理に興味を持つ子どもおり、一緒に調理するなど積極的に食に触れる機会を保障している。嗜好調査は昨年度より年1回の実施となっており(それまでは年2回)、併せて月に1~2回、自主献立として子どもと相談しながら献立を考え、食材の購入から調理まで子どもが参加して行っている。郷土料理の提供やテーブルマナーの講習についても実施している。		

<b>A-2-(3) 衣生活</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 「衣類等の管理・購入等に関するマニュアル」が整備され、子どもの衣習慣の習得に向けた支援を行っている。個々の特性や好み等についてはアセスメント項目に従って把握に努めている。購入の際にはできるだけ試着を促し、納得して購入できるように支援している。高齢児については、予算内で購入する練習もさせており、自立に向けた意識づけを行っている。TPO、季節に合わせた服装ができるよう、子どもの嗜好や流行も考慮し、助言するようにしている。		
<b>A-2-(4) 住生活</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 平成25年に新しい園舎が竣工し、施設全体が明るく清潔な環境となっている。居室については、特に中学生以上は個室を原則とし、プライベート空間として尊重しつつも、掃除を促し清潔な環境を維持することを助言している。環境整備については、年間計画、月間計画を作成し、今年度からは環境美化委員会を設置し朝会後の環境整備予定を組んでいる。日用品の個人所有について可能な限り認め、洗剤やシャンプー等も可能な限り個々の好みを重視している。ゲームはホームの職員室で保管するようにしている。施設内の破損個所の修繕について、子どもが故意に破損したような場合には反省を促す意味でも弁償してもらうこともあるが、物を大切にするという視点から、職員が修理することもある。子どもたちはホーム会議で日常的な掃除当番を決め、また土曜日の朝食後は子ども、職員と一緒に園内外を掃除をしている。今年度はマリア院、ヨゼフホームの改修工事、体育館の冷暖房設置を予定している。		
<b>A-2-(5) 健康と安全</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント16 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 心身の健康については、養育指針にて関連項目に記載され、「健康・衛生管理マニュアル」に取組が具体的に示されている。必要に応じて、ユニット職員と看護師が連携しながら対応し、嘱託医による健康講話も実施されている。健康上特別な配慮を要する子どもに対しては、かかりつけ医療機関等と連携しながら、看護師を中心に対応している。病院等への情報提供は必要によって口頭もしくは書面で行っている。将来的な自立生活に向けて、市販薬の取扱いを習得するための「市販薬の取り扱いマニュアル」が整備されている。		
<b>A-2-(6) 性に関する教育</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</b>	<b>a</b>
評価者コメント17 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 「性的問題行動対応マニュアル」が整備されているとともに、性教育委員会が定期的に開催され、組織的に対応している。日常生活の中で問題となるような性的言動が確認された場合、ユニット日誌に記録し性教育委員会で検証し対応している。性的な問題行動を起こした児童については、児童相談所と連携して定期的に性教育を行い改善を図っている。職員に対しては、心理職員による性教育の講話、助産婦を招いての性教育講話を実施し、性についての共通認識を持つように取り組んでいる。子どもたちに対しても研修を実施する等、性に関する学習機会を確保し、それら学んだことについて日常的な声かけによるフィードバックを行っている。研修後は性に関する共通言語を持ったことで子ども同士で気になる行動があれば注意しあうこともあり、変化がみられている。		

<b>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント18 子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。 毎月行う安全委員会の聞き取り調査から行動上の問題を早期に発見するとともに、リスクのある子ども等を把握し、場合によつては自立支援計画の目標に落とし込んで支援を行っている。問題行動を起こした子どもについては、他の子どもと離して別室で振り返りを行い、個別的な関わりを実施し、学校や家庭裁判所、警察、少年サポートセンター等の関係機関とも密接に連携しながら、その後の生活の建て直しを図っている。子どもの暴力や不適切行動への対処・対応は職員にとつても非常にストレスフルになるため、職員のメンタル面において園長、基幹的職員、心理職員や家庭支援専門相談員等の管理職及び専門職が間にに入る等、担当職員が孤立しないよう体制を組んでいる。		
A⑯	<b>A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
評価者コメント19 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 安全委員会を中心として、暴力の早期発見・早期対応により重大事故の未然防止に努めている。さらに避難訓練担当者により死角点検を実施し、重大な事故につながる恐れのある場所の改善を検討する等取り組んでいる。全職員が、暴力(身体的、ことばによる)やいじめ、差別は絶対に許さないという認識を持ち、また、子どもに対しては「子どものけんりノート」読み合せで学習の機会を保障している。職員不在時に子ども間でのトラブルが発生した時に職員を呼びに行く、間にに入る等ホーム会議、自治会において高齢児の協力も得ながらシミュレーションしている。事故防止の観点から、ユニット(ホーム)の編成は子ども年齢構成や性格等を考慮して主任会議によって決められているが、必要に応じて部屋の移動も検討している。		
<b>A-2-(8) 心理的ケア</b>		第三者評価結果
A⑰	<b>A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</b>	<b>b</b>
評価者コメント20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 臨床心理士の資格を有する職員が心理療法室で心理療法を行なっている。発達障害による不適応や気持ちのコントロールが苦手な子ども、トラウマを抱えるような子どもが対象となるが、現在入所している中で約半数の子どもが心理療法の対象となっている。心理療法で得られた子どもの様子は日誌に記録されるとともに担当職員に口頭で伝えられ、日々の養育に活かされている。ケース会議の冒頭では全職員向けに心理学の視点から講話をを行なっている。現在心理職員がスーパービジョンを受ける体制となっていないが、外部からのスーパーバイザーを依頼中であるため、今後の更なる取組に期待する。		
<b>A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等</b>		第三者評価結果
A⑱	<b>A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</b>	<b>a</b>
評価者コメント21 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。 自立支援計画の作成にあたり、個々の子どもの学習支援ニーズを把握している。小学生に対しては、下校から18時までの時間、地域交流ホールで学習支援員(元小学校教師)と児童指導員が中心になり学習支援を行っている。各ユニットの職員も当番を決めて個別指導を行っている。中学生については、18時30分から20時30分まで同じく交流ホールで学習支援員が指導している。塾へ通う際には県費からの補助を検討している。特別支援学校に通う子どもに対しても教員免許を持っている職員が中心となって学習プリント等を準備している。学習ボランティアとして高校教師が毎週金曜日に来園している。これまで四年制大学への進学を希望する子どもはいなかつたが、専門学校への進学希望があり、日々の学習の大切さを伝えている。		
A⑲	<b>A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント22 子どもが進路の自己決定をできるように支援している。 アセスメントによって進路に関する子どもの意向を確認し自立支援計画票に反映させている。進路選択に当たっては親、学校、児童相談所等と協議をしながら進めている。特に親の経済状況は進路選択に大きく影響を与えることがあり、家庭訪問で確認するようにしている。前年度から寄付金を活用し進学を希望する子どもが進路決定できるよう外部委員を含めた進学支援委員会を設置している。その寄付金の活用により前年度は2名の男子が各々専門学校に進学している。不登校になる高校生に対しては、学校と連携を図っているが退学する子どももいる。退所後の就労や生活の道すじを付けてから退所させるようにしている。進路が決まらない場合には自立援助ホームの利用を促したり、福祉サービスを利用する等、環境が整うままで措置延長で対応することもある。		

A②③	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
評価者コメント23		
	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。 退所後の自立生活に向けた社会経験の拡大に向けた取組については、個別のニーズに応じて取り組まれているが、中学校や高校で職場実習を実施していることから、施設としては、中学生、高校生に対する実習先の開拓や協力雇用主との連携等は行っておらず、学業や部活動を優先する対応をとっている。就職や進学等が決まれば学校の許可を得てアルバイトを積極的な姿勢で奨励している。自動車免許を卒園する前に取得できるように支援している。今後常時ボランティアや就労体験を受け入れてもらえる企業・業者について開拓し、リストを作成したいとの方針が掲げられており、その実現に向けた取組に期待したい。	
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A②④	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
評価者コメント24		
	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 家庭支援専門相談員が中心となり、各関係機関と連携して家族との良好な関係の構築に務めている。このことは「家庭支援専門相談員日誌」に記録されている。家庭支援専門相談員の活動マニュアルとして「家庭支援専門相談員業務内容」が作成されている。家庭支援専門相談員が専従1名、兼任1名の複数配置になったことで柔軟で迅速な対応ができるようになった。面会や外出、一時帰宅などの調整、学校や施設の行事の連絡などを家庭支援専門相談員が窓口になって円滑に行なっており、概ね施設と家族の関係は良好である。	
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A②⑤	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント25		
	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。 家庭支援専門相談員が中心になり、子ども、家族双方の気持ちを理解し、その上で関係機関と連携しながら親子関係の再構築に向けた支援を進めている。このことについては必要に応じて自立支援計画に記録されている。しかし、施設として、親子関係再構築に向けた標準的で明確な支援方針やプログラム、スケジュール等が示されていない。加えて、親子訓練棟の活用も低調であることから、今後は親子再構築に向けたプログラムの作成・導入と合わせ、親子訓練棟の有効活用、家族療法事業の実施の検討についての取組が望まれる。	